⑷　入札、開札の日時、場所及び提出方法
　電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
　①　提出期間　平成25年９月17日から平成25年９月19日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、平成25年９月19日は午後３時まで。
　②　提出場所　上記４の⑴と同じ。
　③　開札　平成25年９月20日午前10時00分　沖縄総合事務局７階入札室
　④　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
⑸　入札説明書に対する質問　入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、電子入札システムにより提出すること。なお、書面（様式は自由）により提出する場合は、上記４⑴に連絡すること。
　①　提出期間　平成25年７月22日から平成25年９月12日まで（行政機関の休日を除く）の午前９時30分から午後４時30分まで。
　②　提出場所　書面の場合は、上記４の⑴と同じ。
　③　その他　書面の場合は、持参、又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）することにより提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。
⑹　上記⑸の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
　①　閲覧期間　平成25年７月22日から平成25年９月13日まで（行政機関の休日を除く）の午前９時30分から午後４時30分まで。
　②　閲覧場所　書面の場合は、上記４の⑴と同じ。
５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金
　①　入札保証金　免除。
　②　契約保証金　納付（納付額は請負代金額の10分の１以上。保管金の取扱店は日本銀行那覇支店。なお、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金は、請負代金額の10分の３以上とする。）ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
　ア　利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店日本銀行那覇支店）
　イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁　沖縄総合事務局）又、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。
⑻　違約金
　①　本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
　ア　公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による裁決において、独占記司法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき
　イ　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
　ウ　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
　エ　受注者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
②　上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
　ア　上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。
　イ　上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
　ウ　受注者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
③　受注者が上記①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
⑼　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる事項のうち、前金払の金額は請負代金額の10分の２以内、また、契約保証金は請負代金額の10分の３以上とする。
⑽　契約後ＶＥ提案について　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
⑾　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴と同じ。
⒀　電子入札について
　①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
　②　電子入札システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
　③　電子入札システムに係る運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。
⒁　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。